

管理 No.	h101
--------	------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署：保健所 保健予防 課
 （ 医療給付 係 / 電話：93-8397 ）

根拠区分	法律・条例	
処分の名称	結核指定医療機関の指定の取消	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年10月2日号外法律第114号)
	根拠規定条項	第38条第9項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年10月2日号外法律第114号)
	基準規定条項	第38条(第7項・第9項)
基準規定	処分基準	結核指定医療機関が、結核患者の医療について市長が行う指導に従わないとき、また結核入院患者、結核患者の医療を行うについて不相当であると認められるにいたったときは、結核指定医療機関については市長はその指定を取り消すことができる。
※裏面に続く		
行政手続法(条例) 第13条適用関係		
本票の作成日	平成29年2月1日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準等 補足	